

**器具・容器包装専門調査会で調査審議されていた案件の取扱いについて**

第 254 回食品安全委員会の決定にかかわらず、食品安全委員会専門調査会等運営規程（平成 15 年 7 月 9 日食品安全委員会決定）第 2 条第 1 項及び別表の規定に基づき、次に掲げる案件について調査審議を行う専門調査会は、汚染物質等専門調査会とする。

平成 20 年 9 月 5 日付け厚生労働省発食安第 0905002 号をもって意見を求められた、食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号）の改正のうち第 3 の D「器具若しくは容器包装又はこれらの原材料の材質別規格」の 1「ガラス製、陶磁器製又はホウロウ引きの器具又は容器包装」についてのカドミウムの溶出量等に係る改正